

久米南町指定給水装置工事事業者の事業廃止等届出要領

1. 届出の手続き

指定給水装置工事事業者廃止・休止・再開届出書を提出して下さい。

※添付書類：指定給水装置工事事業者指定書

2. 届出の期間

(1) 給水装置工事の事業を廃止又は休止したときは、当該廃止又は休止の日から 30 日以内に届出をして下さい。

(2) 給水装置工事の事業を再開したときは、当該再開の日から 10 日以内に届出をして下さい。

3. 届出に関する書類の提出先

届出に関する書類は、久米南町役場建設水道課へ提出して下さい。

なお、提出に関する書類は、その受付後は返却しません。

4. 届出に関する書類の作成要領

届出に関する書類の作成については、次の注意事項及び記入例を参照して下さい。

(1) 届出に関する書類の記入に際しては、黒又は青のボールペンを使用し、かい書で正確に書いて下さい。

(2) 氏名は、戸籍に記載されている文字を使用して下さい。